

福島県ひとり親家庭等自立支援計画(案)の概要について

1 計画の位置付け

○計画策定の趣旨

この計画は、母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、就業支援や子育て支援などの施策を総合的かつ計画的に展開するために策定する。

○計画策定の背景

母子及び寡婦福祉法の一部改正（平成26年10月1日施行）

母子家庭への支援体制の充実、支援の強化

父子家庭に対する支援の拡充（父子福祉資金の創設）

児童扶養手当法の一部改正（平成26年12月1日施行）

年金との併給禁止の見直し

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法（平成24年4月公布）

○福島県母子家庭等自立支援計画（第2次計画）（平成22年3月）の次期計画

○計画の位置付け

・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく都道府県の自立促進計画

・福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の個別計画

・次世代育成支援行動計画「うつくしま子ども夢プラン」次期計画と連携

2 現行計画（第2次計画）における取組

○計画期間 平成22年度～平成26年度

○基本理念 経済支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援

○計画の基本方針

I 経済的支援 II 就労支援 III 生活支援

具体的取組

1 自立を支援するための経済的支援

- (1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務
- (2) ひとり親家庭医療費助成事業の適切な運営
- (3) 母子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な支給事務

2 自立した生活をするための就業支援

- (1) 就業支援策の充実
- (2) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

3 子育て環境づくりと生活支援

- (1) 相談機能の充実
- (2) 子育て支援サービスの充実と保育所への優先入所
- (3) 放課後児童の健全育成の推進
- (4) 公営住宅への優先入居
- (5) 子どもの養育費の確保

3 現行計画における新たな課題

① ひとり親を取り巻く環境の変化と新たな課題

相談支援体制と情報提供

- 総合的相談支援体制が必要
- 支援制度が知られず、利用が低調

安定的な雇用と収入の確保

- 非正規雇用が多く、所得が低い。
- 就職や転職のためには、資格や技能習得が有効である。

養育費確保と経済的支援

- 養育費の取り決めや履行が進んでいない。
- 父子福祉資金の創設による父子家庭への支援。

子どもへの支援の拡大

- 子どもの教育への不安や悩みが多い。
- 高校の修学や、大学への進学が困難
- 貧困の連鎖への懸念

② 国の基本方針の見直し

（平成20年4月策定を平成25年3月に見直し、期間を2年延長）

総合的支援の継続、きめ細やかな配慮、親の就業確保のための支援

③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（平成26年1月施行）

子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）

4 第3次計画における取組（骨子案）

○計画期間 平成27年度～平成31年度

○基本理念

ひとり親家庭等が、健康で生きがいと幸せを実感でき、自立し安心して暮らせる環境づくりの推進

○新たな施策の方向

- ・相談・情報提供機能の充実を基本方針に加える。
- ・子どもへの支援のため、養育費確保を位置づける
- ・就労しやすい環境づくり

1 相談・情報提供機能の充実

- (1) 母子・父子自立支援員の活動促進 (2) 母子・父子自立支援員の資質向上 (3) 生活支援・就業相談の充実 (4) 相談窓口との連携と情報提供 (5) ひとり親家庭のための制度や相談窓口の情報提供 (6) 女性への相談援助（DV被害者等に対する相談の実施等）

2 子育て環境づくり・生活支援策の充実

- (1) 保育サービスの充実 (2) 放課後児童の健全育成の推進 (3) 公営住宅の優先入居の推進 (4) 子どもの育ちへの支援

3 就業支援の促進

- (1) 就業相談及びあっせん等 (3) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

4 養育費確保対策の充実

- (1) 広報啓発活動の推進 (2) 相談窓口の情報提供 (3) 養育費相談対応職員の資質向上

5 経済的支援の充実

- (1) 児童扶養手当 (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (3) ひとり親家庭医療費助成事業